

さくら市農業委員会総会議事録（令和6年1月定例総会）

1. 開催日時 令和6年1月25日（木）午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（19人）

会長	20番	七久保 勉
会長職務代理者	8番	関 誠
委員	1番	古澤 一郎
	2番	手塚 栄一
	3番	小菅 和彦
	5番	田崎 次男
	6番	片岡 純雄
	7番	高木 るみ子
	9番	手塚 智枝子
	10番	神山 智子
	11番	小林 義和
	12番	石塚 良男
	13番	軽部 俊典
	14番	小堀 義明
	15番	小林 薫
	16番	小川 圭一
	17番	大谷 伸二
	18番	手塚 裕一
	19番	軽部 喜一

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号 農地移動適正化あっせん申し出について
	議案第2号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について
	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第5号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
	議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大竹 宏委
 係長 小倉 真理
 主査 高野 洋

7. 会議

事務局	大竹	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は19名で、欠席はありませんので、定足数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	七久保	<p>皆さんこんにちは。改めまして明けましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りします。元旦から、えらい災害がありまして、私は、この世には神も仏もないのかと思いました。テレビをみても心苦しい限りです。今年、いよいよ目標地区の作成、地域計画の策定が本番になり、これから説明会に入っていきますので、皆様のご協力の程よろしくお祈りいたします。</p> <p>それではただ今から、さくら市農業委員会1月定例総会を開催いたします。</p>
事務局	大竹	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは、会議に先立ちまして、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
1番	古澤	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第1号1件、議案第4号1件、議案第6号2件の合計4件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお祈りいたします。</p>
議長	七久保	<p>次に、第2調査会委員長の報告を求めます。</p>

11番	小林	本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第2号1件、議案第3号1件、議案第4号4件の合計6件でございます。後ほど担当委員から詳細な説明がありますのでご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	七久保	次に、第3調査会委員長の報告を求めます。
17番	大谷	本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第1号1件、議案第3号1件の合計2件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	七久保	次に、第4調査会委員長の報告を求めます。
6番	片岡	本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第3号5件です。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	七久保	<p>それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。13番の軽部俊典委員、17番の大谷伸二委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	小倉	<p>(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より指名願ひします。

17番	大谷	あっせん委員といたしまして、5番 田崎次男委員、17番 大谷で担当いたします。
議長	七久保	<p>それでは、議案第1号 番号1番のあっせん委員は、5番 田崎次男委員、17番 大谷伸二委員を指名します。</p> <p>続きまして、議案第1号 番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	小倉	<p>(議案第1号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。</p> <p>今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。
1番	古澤	あっせん委員といたしまして、12番 石塚良男委員、15番 小林薫委員を指名いたします。
議長	七久保	<p>それでは、議案第1号 番号2番のあっせん委員は、12番 石塚良男委員、15番 小林薫委員を指名します。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>本件は、令和〇年〇月〇〇日付さ農委第〇〇号をもって、贈与による所有権移転について農地法第3条の許可を取得しましたが、贈与計画が変更になり取りやめたため、その許可を取り消すものであります。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。

14番	小堀	案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明する) ただ今の事務局の説明のとおり、〇月に一括贈与ということで許可をもらった案件ですが、当初、贈与税の延納が認められるとの考えでしたが、その後の税務署との調整の結果、認められず、一括での税金の納付という話になったので、許可を一度取り消して、その後分割で、税の軽減を図るかたちで今後進めたいという意向です。 以上です。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第2号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第2号 番号1番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番から番号5番の5件については、いずれも譲受人が同一の所有権移転でありますので、一括審議にさせていただきます。 それでは、議案第3号番号1番から番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第3号番号1番から番号5番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。

7番	高木	<p>案内図3-1から3-5をご覧ください。 (申請の場所を説明する)</p> <p>購入者は〇〇という法人の会社になります。この会社は農地を買えないので、代表者の△△さんが購入します。この会社は□□市、●●町において有機農法の農業を営んでおります。今回購入予定の農地は、耕作されておらず、手を入れるだけでも大変に荒れている場所です。麦又は大豆を栽培する予定です。荒れている場所ですので、農業を営んでいただけるのであれば、よろしいと思います。</p> <p>19日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	それでは質疑に入ります。
3番	小菅	農地所有適格法人でないために代表者の方が個人で、ということなのですが、この方が取得前の1町6反歩を所持しているとうことですね。この方は●●町の方ですけど、1町6反歩は会社が耕作しているのですか。
事務局	高野	△△さんは農業をやっている会社の経営者です。農業の経営形態が主に有機農業ということで、麦の有機栽培が大きなものです。他には畜産もやってるそうですが、△△さんの自宅近くに、△△さん個人で持っている農地も会社が営農しているそうです。今回、当初は賃貸借で営農しようとしたのですが、地権者から購入してほしいという要望がありまして、会社は農地所有適格法人ではないので、社長自ら土地を取得し、会社が営農する計画です。
議長	七久保	その他、質問・意見等ございますか。
		【異議なしの声あり】
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号 番号1番から番号5番について、承認される方の挙手を求めます。</p>

		【全員挙手】
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第3号 番号1番から番号5番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号 番号6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第3号番号6番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
17番	大谷	<p>案内図3-6をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>〇〇さんが△△へ所有権を移転する案件です。経営規模拡大ということで、詳細につきましては事務局の説明のとおりです。</p> <p>21日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p>
		【異議なしの声あり】
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号 番号6番について、承認される方の挙手を求めます。</p>
		【全員挙手】
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第3号 番号6番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号 番号7番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第3号番号7番について、朗読して説明する。)</p>

		<p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
10番	神山	<p>案内図3-7をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>〇〇さんは2年前から施設に入っていて、子どもたちが、本人が元気なうちに土地を処分したいということで、隣接している△△さんに所有権を移転する話が進んだそうです。</p> <p>18日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号 番号7番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第3号 番号7番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番・番号2番の2件については、いずれの件も上阿久津台地土地区画整理事業地内における所有権移転でありますので、一括審議とさせていただきます。</p> <p>では、議案第4号 番号1番・番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号1番・番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているもの</p>

		<p>と判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
3番	小菅	<p>どちらの案件も、上阿久津台地土地区画整理事業地内でありま すので、場所の説明は省略させていただきます。</p> <p>まず4-1ですが、今案件は既に建物が建っている2棟の集合 住宅を現在の所有者に所有権を移転する案件です。区画整理地内 のため地目変更登記が出来ず、再度許可申請をしての売買となり ます。</p> <p>土地利用計画として、共同住宅2棟、駐車場26台分、公共水 道・下水道を利用しております。</p> <p>資金計画は、全額自己資金、残高証明書もついております。</p> <p>譲渡人は〇〇さん、譲受人は△△さんでございます。</p> <p>次に4-2ですが、この案件は、□□さんから●●さんが住宅 を購入する所有権移転の案件です。</p> <p>譲受人は現在、▲▲市のアパートに住んでおり、現在の住居で は手狭になってきたため、利便の良いさくら市内で住宅を探して いたところ、〇〇さんの建売分譲地が上阿久津台地土地区画整理 事業地内にあり、その住宅を取得することになったということだ す。</p> <p>土地の選定理由は、土地区画整理事業地内であり、交通の便や 小学校、大型スーパーへのアクセスも容易である事などから、利 便性に富んでいるからです。</p> <p>土地利用計画は、木造2階建1棟、駐車スペース2台分、給水 及び排水は公共上・下水道です。雨水は宅地内にて浸透処理しま す。</p> <p>資金計画は、自己資金100万円、残りの2,850万円は借 入金でまかさないです。</p> <p>現状で、並びで7軒ほど住宅が分譲されておりますので、周辺 に農地はありません。</p> <p>特に問題は無いと考えております。</p> <p>19日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会に おいて書類審査および現地確認を行いました。問題は無いと考 えております。</p> <p>皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>

議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号 番号1番・番号2番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第4号 番号1番・番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号 番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
3番	小菅	<p>この案件も、上阿久津台地土地区画整理事業地内でありますので、場所の説明は省略させていただきます。</p> <p>この案件は、平成17年から18年に3件農地転用を行い、3件とも土地取引を完了しました。ですが、今回の譲渡人の〇〇さんに書類上、土地の権利が若干残ってしまっていたことが判明したため、既に土地取引等は済んでおりまので、取引があった方々へ持分どおりの配分で贈与するものです。</p> <p>あくまでも土地の状態等は変わらず、帳簿上の数字を正常にただすということなので特に問題はないと考えております。</p> <p>19日に、地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いましたが無ら問題はないと考えております。</p> <p>皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p>

		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第4号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第4号 番号3番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第4号 番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号4番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、〇〇〇の周辺1Km以内、宅地化率40%以上の区域内でありますので第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
18番	手塚	<p>案内図4-4をご覧ください。(申請の場所を説明する) この案件は、〇〇が△△さんより売買により土地を購入し、建売分譲する案件です。 この案件に関しましては、以前農振除外を審議しております。 転用行為の必要性和土地の選定理由は、申請地付近は、土地区画整理事業区域に隣接した土地であり、住宅地としては遜色ない土地であります。また、公共施設、インフラ等も整っており、今回この土地を選定しました。 土地利用計画は、先ほど事務局から説明がありましたが、建売分譲住宅として、木造2階建住宅を、駐車場2台分を確保し、庭付きで10棟計画しています。 取水は、さくら市上水道。生活排水は、さくら市下水道。雨水排水は開発道路に設置した側溝にて集水し、新設浸透池へ放流し処理します。造成計画は、敷地内50cm盛土、周囲をブロック積み3段、L型擁壁1m～1.5mで囲います。申請地から市道への接続部分には、既設のU型側溝が敷設されておりますが、車両</p>

		<p>乗入が可能な25t対応の横断側溝に必要があれば布設替えいたします。</p> <p>建物の高さが8mで、西側と南側の農地から1m間隔を取り、建築基準法を遵守した計画であるため、日照・通風への影響は軽微であります。</p> <p>資金計画は、総事業費が9,965万1千円、うち用地費が3,125万7千円、工事費が5,950万円、全額自己資金です。</p> <p>19日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。特に問題はないと考えております。</p> <p>皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第4号 番号4番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号 番号5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号5番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
3番	小菅	<p>この案件も、上阿久津台地土地区画整理事業地内でありますので、場所の説明は省略させていただきます。</p> <p>この案件は、譲受人の〇〇さんが、譲渡人△△から住宅を購入</p>

して所有権移転する案件です。

譲受人は市内の賃貸アパートに住んでおりますが、そろそろ持家を新築する計画を立てておりました。住み慣れた地域であり、住環境も整っている上阿久津台地土地区画整理事業地内で適当と思われる土地を探していたところ申請地を見つけました。当該土地は、所有者不動産業者が宅地分譲の目的で一度農地転用の許可を得た土地とのことで承諾もすぐ得られました。

土地の選定理由は、申請地は上阿久津台地土地区画整理事業地内にあり、住環境が整っており、また、交通の便も大変良く、学校やスーパー等も近隣にあり、生活するうえでストレスが全くありません。以上のような理由から当該土地を選定いたしました。

土地利用計画は、一般住宅木造2階建て、駐車スペース2台分、取水・排水は、さくら市上・下水道利用。雨水は敷地内浸透でございます。

この案件は、昨年宅地分譲ということで一度農業委員会をとっているのですが、特に問題ないかと思えます。

資金計画について、支出は土地購入費1,300万円、建築費2,800万円、その他雑費140万円、合計4,240万円、収入は全額金融機関からの借り入れです。融資証明書も添付されております。

19日に、地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いましたが無ら問題はないと考えております。

以上のような状況でございます。

皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

議長 七久保 それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 七久保 異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第4号 番号5番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 七久保 全員挙手ですので、議案第4号 番号5番については、原案どおり承認されました。

		次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。
6番	片岡	議案第5号につきましては、当時者であるため退席いたします。
議長	七久保	議案第5号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、当時者である6番「片岡純雄 委員」の退席を許可します。
		【6番 片岡純雄 委員 退席】
議長	七久保	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。 令和5年度 第10号 公告予定年月日は令和6年1月31日です。 計画の内容といたしましては、利用権設定が新規設定が23件、再設定20件、農地中間管理権取得が1件、所有権移転が3件です。 なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。 以上です。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第5号については、原案どおり承認されました。

		<p>6番「片岡純雄 委員」の着席を願います。</p> <p>【6番 片岡純雄 委員 着席】</p>
議長	七久保	<p>次に、議案第6号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	小倉	<p>それでは、番号1番についてご説明いたします。 (議案6号 番号1番について朗読して説明する。) 資料の5ページ「案内図」をご覧ください。 (申請の場所を説明する。)</p> <p>申出地は、周囲を、東が道路、西が宅地、南が道路、北が道路で囲まれた土地であります。</p> <p>次に、「農用地区域の除外を必要とする理由」についてであります。6ページをご覧ください。事業計画書の「転用行為の必要性」にありますとおり、申出者は〇〇県を中心に事業を展開するスーパーマーケットを運営しております。栃木県への出店を計画しており、さくら市の人口の増加や住みやすさなど、スーパーマーケットの需要が高いという理由から、今回の申し出に至っております。</p> <p>次に、「当該土地を選定した経過・理由」であります。同じく事業計画書の2の「土地の選定理由」にありますとおり、徒歩圏内1km範囲での競合店の有無、計画に必要な26,000㎡以上の土地、幅員6m以上の道路に接している土地、公共上水道、公共下水道への接続可能な土地等の理由から、選定をされております。</p> <p>次に、「農用地区域への影響」についてであります。同じく事業計画書の3の「土地利用計画」にありますとおり、取水はさくら市公共上水道より取水、排水はさくら市公共下水道へ接続、雨水排水は、雨水貯留施設へ導き流出抑制後、法定外水路へ放流する計画です。敷地内を0.8m盛土しますが、L型擁壁等で囲い、雨水、土砂の区域外への流出を防ぎます。また、建物の高さは最高8.85m、周辺農地まで28m以上離して建築するため、日照、通風への影響は低いと考えられます。</p> <p>資金計画については、総事業費16億4,725万7,500円全額を自己資金で賄う計画となっております。</p> <p>最後になりますが、農用地区域除外後の農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の</p>

		<p>区域であって、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存する農地でありますので、第3種農地と判断し、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	担当委員の意見を求めます。
8番	関	<p>ただ今、事務局の説明があつたとおりなのですが、この申し出地につきましては、周辺に住宅地が広がっております。また、学校・医療施設・社会施設・商業施設・工場と、非常に生活するうえでの基盤ができていく地域だと考えております。この計画の目的は、申請者が商業施設を建設するものです。スーパーマーケットを計画しております。この計画地の周りは全て道路と宅地、工場等に囲まれている地域です。排水についても、雨水排水が一番懸念されると思いますが、雨水の貯留施設を設けまして、流出抑制しながら放流するという事で、周辺農地への影響等は軽微であると考えております。</p> <p>1月23日に推進委員と現地を確認し、本日、調査会において書類審査および現地確認を行いましたが無問題であると考えております。</p> <p>皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第6号 番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号 番号2番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局

小倉

番号2番についてご説明いたします。
(議案6号 番号2番について朗読して説明する。)
資料の5ページ「案内図」をご覧ください。

(申請の場所を説明する。)

申出地は、周囲を、東が水路、西が農地、南が道路、北が農地の土地であります。

次に、「農用地区域の除外を必要とする理由」についてであります。6ページをご覧ください。事業計画書の1の「転用行為の必要性」にありますとおり、申出者は、20年以上宅地として一体利用しております。農地への復旧は困難であることから今回の申し出に至っております。

次に、「当該土地を選定した経過・理由」であります。申請地は居宅の隣接地であり、20年以上前から宅地として一体利用しております。

次に、「農用地区域への影響」についてであります。同じく事業計画書の3の「土地利用計画」にありますとおり、申請地に居宅はないため、取水及び排水の計画はありません。雨水は、敷地内自然浸透です。また、小屋の高さは最高2.8m、車庫の高さは最高4m、隣接の農地との距離が1.2m以上確保されているため、日照、通風への影響はありません。

資金計画については、新たな計画はありません。

最後になりますが、農用地区域除外後は、人為的転用行為があつてから20年経過しており、今後も進入路及び小屋、車庫、庭として使用することから非農地証明で対応できることが見込まれるものと判断します。

以上です。

議長

七久保

担当委員の意見を求めます。

18番

手塚

ただ今の事務局の説明のとおりであります。

(申請の場所を説明する。)

現在の住宅を取り壊して、新しい建物を建てようとした際に、許可が下りないので、今回の申請に至りました。宅地の東側は水路、西側は田、北側も田、20年以上前からこの形で使用しております。申請地を宅地として一体化したいということでありませす。

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日、調査会において現地調査を行い問題ないと判断しました。

		ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。 議案第6号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第6号 番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号27番、 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号4番はお目通しを願います。</p> <p>本日の議題はすべて終了しました。</p> <p>以上を持ちまして、さくら市農業委員会1月定例総会を閉会いたします。</p> <p>(午後2時30分)</p>